

ごみ処理業務につきましては、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、近年日常の生活の中における廃棄物の量や質が大きく変化し、ごみの排出量は増え続けております。「出すごみの量を極力減らす」、「リサイクルを行う」といった観点からの取り組みを進めていくことがますます重要となってきております。

現在収集している可燃ごみ袋の中にアルミ缶が混入して焼却時に溶解したものが付着し、炉を傷めるといった事態も発生しています。

また、蛍光灯管や乾電池などには、資源として無くてはならない物質が数多く使用されており、これらをリサイクルごみとして回収し無害化処理を行うことにより、資源としての有効活用も可能となります。

こういった施設保全や環境保全の観点からリサイクルの完全実施をお願いするものです。

なお、下記の注意事項に十分気を付けて、ごみを出して下さい。

●(注意事項)

(混入ごみは収集できません)

1. 月1回の不燃物収集日の時に、リサイクルの対象となるアルミ缶・スチール缶・あきびん(無色・茶色・その他)などは、**可燃物・不燃物指定袋の中に入れて出さないようにして下さい。混入していたら収集できません。**

(ビンの出し方)

2. **月1回のリサイクルの収集日の時に、あきびん(無色・茶色・その他)は、中身を残さず水ですすいでリサイクル回収箱に出して下さい。キャップを外すのを忘れずに、ガラスびん以外のものは絶対に混ぜないで下さい。**耐熱ガラスや板ガラスなどは異質のガラスです。これらが混ざると溶解炉の中のすべてのガラスが使い物にならなくなってしまいます。

(缶の出し方)

3. 月1回のリサイクルの収集日の時に、アルミ缶・スチール缶は、中身を残さず水ですすいでリサイクル回収箱に出して下さい。中身が残っていると、重くなるうえ悪臭の原因となります。また、**たばこの吸殻は絶対に中に入れないで下さい。**

(蛍光灯の出し方)

4. 月1回のリサイクルの収集日の時に、回収箱に出して下さい。ただし、割れないように出して下さい。

(乾電池の出し方)

5. 月1回のリサイクルの収集日の時に、回収箱に出して下さい。
ただし、**ボタン電池は収集できませんので、購入した店に返して下さい。**

(アルミ箔類の出し方)

6. アルミ箔・アルミトレイ・アルミホイル・アルミ箔鍋等は、不燃ゴミで出して下さい。
アルミ箔類が可燃ゴミに混入していると焼却炉を損傷しますのでご協力ください。

※トレイ及びペットボトル等はスーパー等で実施している分別収集にご協力下さい。

※津山圏域西部衛生施設組合へ不燃物を持込まれる場合は必ず午前中をお願いします。



国民年金

国民年金保険料の免除制度について

～免除の区分が7月から4段階に増えます～

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料の納付が免除される制度があります。

従来は、全額免除及び1/2納付(半額免除)の2段階のみでしたが、平成18年7月からは、1/4納付及び3/4納付の2段階が追加され、負担能力に応じた納付しやすい仕組みが導入されます。

これらの免除や一部納付(一部免除)は、本人とその配偶者及び世帯主の前年所得が一定の基準額以下の場合に承認されますが、世帯主の所得が多いため全額免除に該当しない場合でも、30歳未満の若年者の方については本人及び配偶者のみの所得で審査して基準を満たせば、保険料納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

免除期間(一部免除・若年者納付猶予を含む。)は、年金受給に必要な期間に算入されますが、年金額を計算する場合は「全額免除」は3分の1、「1/4納付」は2分の1、「半額免除」は3分の2、「3/4納付」は6分の5となります。(一部納付が未納の場合、一部免除も無効(未納と同じ)になります。)また若年者納付猶予期間については年金額に反映されませんが、将来受け取る年金を増額するためにも、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めることが出来る追納制度を利用されることをお勧めします。

なお、免除の承認期間は7月から翌年の6月までですが、全額免除又は若年者納付猶予の申請の際に、申請が承認された場合は翌年度以降も引き続き申請を行う旨をあらかじめ申し出ていただくことにより、毎年度の申請書の提出を省略できます。このため、既にこの申し出をされている方は平成18年度の申請手続きは不要です。

免除の対象となる所得(注)のめやす

(平成18年度)

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
4人世帯(ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯(ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

(注)「所得」は給与所得控除や必要経費等を控除したもので、「収入」とは相違します。

※「4人世帯」、「2人世帯」のご夫婦は、夫か妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合、「4人世帯」のお子さんは16歳未満の場合のめやすです。

※若年者納付猶予は全額免除と同基準となります。

詳しくは、津山社会保険事務所へお尋ねください。 0868-31-2363